

令和4年台風15号

静岡市3区同時開催

専門家による

生活なんでも相談

被災証明って
何に使えるの？

今後の生活が
不安

家の解体や
修理は
どうしたら
いいの？

災害で事業の
経営が苦しい

日時

10月3日(月)～10月31日(月)

10:00～16:00

※ 土日祝は清水区のみ開催

場所

葵区役所 1階 地域総務課市民相談室

駿河区役所 3階 地域総務課市民相談室

清水区役所 4階 4C会議室

全て無料

内容

被災された方の生活再建に関する相談・情報提供
(令和4年台風第15号に関する相談が対象)

参加団体

静岡県災害対策士業連絡会

弁護士・司法書士・行政書士・建築士・税理士・公認会計士・不動産鑑定士・
土地家屋調査士・社会保険労務士・技術士といった
多数の専門家団体が構成されています

お問合せ 静岡県弁護士会

☎ 054-252-0008

(静岡県災害対策士業連絡会事務局)

平日9:00～12:00 13:00～17:00